

飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第376号)の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
1 軽度生活援助事業				1 軽度生活援助事業			
事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等	事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
次に掲げるもののうち必要と認められる援助を行う。 (1) 家屋内の大掃除 (2) 庭の除草・草刈り	(略)	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下「生保」という。)の者 <u>100円/時間</u> 生保以外の世帯(以下「一般」という。)の者 <u>200円/時間</u> サービス提供に必要な原材料費、処分費、そ	家屋内の大掃除は、年1回まで8時間/回を限度とする。 庭の除草・草刈りは、年2回まで4時間/回を限度とする。	次に掲げるもののうち必要と認められる援助を行う。 (1) 家屋内の大掃除 (2) 庭の除草・草刈り (3) <u>生垣・庭木等の剪定</u>	(略)	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下「生保」という。)の者 <u>60円/時間</u> 生保以外の世帯(以下「一般」という。)の者 <u>120円/時間</u> サービス提供に必要な原材料費、処分費、そ	家屋内の大掃除は、年1回まで8時間/回を限度とする。 庭の除草・草刈りは、年2回まで4時間/回を限度とする。 <u>生垣・庭木等の剪定</u> は、年1回まで4時間/回を限度とする。

の他の実費は利用者負担とする。

の他の実費は利用者負担とする。

2 福祉電話設置事業
(略)

2 福祉電話設置事業
(略)

3 高齢者寝具乾燥及び洗濯事業

事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
在宅の高齢者に対し、その者の使用する寝具の乾燥及び洗濯を行うことにより、保健衛生の維持向上を図る。	おおむね65歳以上の市民で、かつ、在宅のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、寝たきり、虚弱、障がい、傷病及び住宅環境等の理由で寝具の衛生管理が困難な者	生保の者 乾燥 140円 洗濯 470円 一般の者 乾燥 280円 洗濯 940円	利用回数は、乾燥については月1回、洗濯については年2回(7月及び12月)を限度とする。 乾燥における寝具の種類及び1回あたりの利用上限枚数は、敷布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚、洋布団2枚、
		乾燥 140円	乾燥については
		洗濯 470円	月1回、洗濯につ
		一般の者	いては年2回(7
		乾燥 280円	月及び12月)を
		洗濯 940円	限度とする。

--	--	--	--

3 高齢者訪問理美容サービス事業

(略)

4 高齢者住宅改造助成事業

事業内容	対象要件	助成額等	利用回数等
在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者の居住に適するように改造する	(略)	(略)	助成は、当該住宅につき1回限りとする。

	<p>であって、市長が必要と認める者であること。</p>	<p>掛布団2枚、枕1個とする。</p> <p>洗濯における寝具の種類及び1回あたりの利用上限枚数は、敷布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚、洋布団2枚、掛布団2枚とする。</p>
--	------------------------------	---

4 高齢者訪問理美容サービス事業

(略)

5 高齢者住宅改造助成事業

事業内容	対象要件	助成額等	利用回数等
在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者の居住に適するように改造する	(略)	(略)	<p>助成は、当該住宅につき1回限りとする。</p> <p>要介護等認定者と予防対象者</p>

<p>費用の一部を予算の範囲内において助成する。</p> <p>助成対象となる工事内容は、<u>高齢者が日常生活において直接利用する家屋の構造部分又は家屋に付帯する設備に関するものであって、介護保険における住宅改修費の対象外となるものとする。</u></p>		<p>費用の一部を予算の範囲内において助成する。</p> <p>助成対象となる工事内容は、<u>要介護認定において「要支援1～2」又は「要介護1～5」の認定を受けた者（この表において「要介護等認定者」という。）のいる世帯については、介護保険における住宅改修費の対象外となる工事内容、要介護認定において「非該当」の判定を受けた者で</u></p>	<p>のいずれもいる世帯については、申請者は介護保険における住宅改修費の対象外となる工事内容又は介護保険における住宅改修費の対象となる工事内容のいずれか一方の工事内容を選択する。</p>
---	--	--	---

	<p>予防的見地から必要と認められる者又は要支援状態に準ずると認められる者(この表において「予防対象者」という。)のいる世帯については、介護保険における住宅改修費の対象となる工事内容とする。</p>
<p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 高齢者日常生活用具給付等事業</p>	<p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>介護認定の新規申請中である場合は、申請書は受理しない。</u></p> <p>(3) <u>介護保険における住宅改修費の利用が可能である場合は、介護保険における住宅改修費を優先的に活用するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>6 高齢者日常生活用具給付等事業</p>

(略)

(略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。